

低未利用土地対策推進チームの創設

- ・全国的に空き家・空き地が増加する中、これらの空き家を含む低未利用土地の管理の適正化や利活用の促進は、地域のまちづくりにとって重要な課題である。
- ・相続件数の増加や土地の利用ニーズの低下等によって、登記簿だけでは所有者が分からない土地等の増加が見込まれることを踏まえ、空き家対策を含む低未利用土地対策と所有者不明土地対策の連携を強化し、それぞれの施策の推進を図るため、本省及び地方整備局等の土地部局と住宅・まちづくり部局からなるチームを創設する。

関係課室

【本省】

不動産・建設経済局土地政策課、土地政策課公共用地室、地籍整備課
都市局まちづくり推進課、都市計画課、市街地整備課
住宅局住宅総合整備課住環境整備室、市街地建築課市街地住宅整備室

【地方整備局等】

用地部(北海道開発局開発監理部、沖縄総合事務局開発建設部)用地企画課等
建政部(北海道開発局事業振興部、沖縄総合事務局開発建設部)
計画管理課、都市整備課、住宅整備課等

取組内容

【本省】

低未利用土地対策の推進
低未利用土地対策の先進事例の収集、チームでの共有
低未利用土地対策と所有者不明土地対策(相互の連携方策含む)の
地方公共団体・業界団体への周知、制度活用の働きかけ(地方整備局等と連携)

【地方整備局等】

低未利用土地対策の推進
各ブロックにおける低未利用土地対策の先進事例の収集、チームでの共有
低未利用土地対策と所有者不明土地対策(相互の連携方策含む)の地方公共
団体・業界団体への周知、制度活用の働きかけ(説明会開催、WEB打合せ、個別訪問等)
相談窓口の設置

制度上の連携方策

- 計画の一体化 ⇒ 空家等対策計画や立地適正化計画等に所有者不明土地法に基づく計画事項を記載することで、所有者不明土地対策計画を兼ねる計画とすることが可能。(所有者不明土地対策計画の作成の手引きで、計画の記載方法等を説明。)
- 財政支援等 ⇒ 低未利用土地の状況や事業内容に応じて、空き家対策等の補助金・交付金と、所有者不明土地対策の補助金の併用・使い分けが可能。
低未利用土地の管理適正化や暫定利用のために、所有者不明土地法に基づく所有者探索や特例措置が利用可能。
- マンパワー支援 ⇒ 低未利用土地の利活用に取り組む市町村の事務を補完する団体として、NPO・一般社団法人等の法人を指定可能。
低未利用土地の利用・管理の支援等に取り組む都市再生推進法人を、所有者不明土地利用円滑化等推進法人としても指定可能。